

一般財団法人佐々木泰樹育英会
2020年度第2回臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案事項：1

定款を別紙のとおり変更する。

但し、第1条名称に関する変更は公益認定申請の承認を条件とし、第4条目的等の変更是、評議員会において決議された日に変更する。

なお、当該定款における軽微な修正は理事長に一任する。

提案事項 2

2020年4月9日理事会で決議した主たる事務所移転につき、移転日を2020年4月24日とする。

提案事項：3

理事会決議があつたものと看做される日を2020年4月19日付とする。

2 理事会の決議があつたものとみなされた事項を提案した理事 佐々木泰樹

3 理事会の決議があつたものとみなされた日 2020年4月19日

4 議事録の作成にかかる職務を行った理事 佐々木泰樹

理事総数 9名 監事総数 2名

2020年4月16日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2020年4月19日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般財団法人法第96条(定款第32条第4項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があつたとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、次に署名する。

2020年4月19日

一般財団法人佐々木泰樹育英会
代表理事 佐々木泰樹